

個人情報保護法の取り扱いについて

◆札幌市では令和5年3月31日をもって「個人情報保護条例」を廃止し、同年4月1日からは国が定める「個人情報の保護に関する法律」に基づいて個人情報を取り扱っていくことになっております。新川地区では、各種名簿等を作成する際には次のとおり個人情報を取り扱うものとする。

- 1 個人情報を集める時は、「利用目的」及び「配布先」を特定する。
- 2 保管する際の安全管理措置の徹底を図り、名簿の配布先に対して、盗難や紛失、転売したりしないよう注意を呼びかけるものとする。
- 3 配布先または提供先は、すべて記録する他、一定期間保管する。
- 4 本件データは、新川さくら並木連合町内会および各単位町内会における事業等の運営に関することのみ使用する。

従って、会員の皆さま方から提出いただくものは、その都度承認いただくこととする。

例えば、「班員名簿」は、会費集金の基礎となるほか、町内会の事業運営上及び災害時などの重要なものでありますが、「記入を拒否する項目」がありましたら、該当欄に「掲載不要」等と表示してください。

また、年度がわりに「班員名簿」を提出していただいたことにより、会員の皆さまから承認いただいたこととみなし、「班長名簿」・「役員名簿」及び「居住地図」・「防災地図」等は、主管部にて作成・更新します。

更に、次ページに記載の「敬老名簿」は、年度はじめに該当者から承認をいただき、翌年以降は新たな該当者から承認を受けることとします。

なお、各種会員の個人情報については、下記第1・2・3及び4のとおり厳重に取り扱いますので、ご了解をお願いします。

※事前に提出いただくものは、次ページに記載してある次のものです。

ただし、それぞれの町内会によって名簿の名称などは異なりますが、類似のものに読み替えていただきますようお願いいたします。

第1の1「会員名簿」

第2の2「各種行事参加者名簿」・4「北海道マラソン協力者名簿」・5「新年交礼会参加者名簿」

第3の1「新1年生名簿」

第4の1「町内レク参加者名簿」

※町内会で使用する個人情報保護法に関する各種名簿は、裏面に掲載しました。

「個人情報保護法」施行に伴う個人情報の使用承認について

令和5年4月1日

第1 次の名称に「班名・氏名・住所・電話番号」を記入する。

番号	名称	利用目的	配布先
1	会員名簿	会の運営のみに使用	四役員（会長・副会長・会計部・総務部）
2	役員名簿	同上	役員及び班長
3	顧問・委嘱者等	同上	役員及び班長等
4	班長名簿	同上	役員・班長・班員

第2 次の名称に「班名・氏名」を記入する。

番号	名称	利用目的	配布先
1	町内清掃受付簿	参加者の把握	四役会及び関係役員のみ
2	行事参加者名簿	同上	関係役員及び参加者のみ
3	盆踊り手伝い名簿	手伝い者の把握	関係役員及び手伝い者のみ
4	マラソン協力者名簿	ボランティアの把握	関係役員及びボランティア協力者のみ
5	新年交礼会参加者	参加者の把握	関係役員及び参加者のみ

第3 新1年生に記念品贈呈～「班名・氏名・住所・電話番号・保護者氏名」を記入する。

番号	名称	利用目的	配布先
1	新1年生名簿	記念品贈呈のため	関係役員のみ

第4 町内レク（旅行）～「班名・氏名・住所・電話番号・年齢」を記入する。

番号	名称	利用目的	配布先
1	参加者名簿	参加者の把握等	関係役員及び参加者のみ

※入場料・昼食代等のシルバー割引で年齢が必要となるが、各自の提示が不可能なため、年齢の記入されているものは会計担当のみが持参し、相手側に閲覧のみさせる。

第5 敬老名簿～「班名・氏名・住所・電話番号・年齢」を記入する。

番号	名称	利用目的	配布先
1	年齢別一覧表	記念品贈呈のため	関係役員のみ
2	年齢別一覧表	民生委員の見守り等	関係役員のみ

第6 町内会居住地図及び防災地図～「班名・氏名（苗字のみ）・住所」を記入する。

番号	名称	利用目的	配布先
1	防災用地図	居住者の把握等	全役員、防災地図（全居住者）

※防災地図（5年毎に更新）を作成する。